

○公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止規則

法人規則第80号
平成19年11月 1日

第1章 総則 (略)

第2章 公的経費の運営・管理体制

(公的経費の運営・管理体制)

第4条 公的経費の運営及び管理を適正に行うために、次の者を定め、これを公表するものとする。

(1) 最高管理責任者

法人全体を統括し、公的経費の運営及び管理について最終責任を負う者として、理事長を充てる。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的経費の運営及び管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、副理事長を充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者

公的経費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、事務局長、人間社会学部長、看護学部長、附属図書館長、附属研究所長、看護教育実践センター長を充てる。

なお、コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて、当該部局等に所属する教職員の中からコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を指名することができる。

2 前項に定めた各責任者の職務は以下のとおりとする。

(1) 最高管理責任者

統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的経費の運営及び管理が行えるよう適切な措置を行うとともに、第5条に定める公的経費の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）の進捗管理に努める。

(2) 統括管理責任者

不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること

イ 不正防止を図るため、自己の管理監督又は指導する部局等内の公的経費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること

- ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に公的経費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること
- なお、副責任者を置く場合、副責任者はコンプライアンス推進責任者の業務を補佐するものとする。

(公的経費不正防止委員会)

第5条 法人内に公的経費不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 公的経費不正防止に関する規定の策定に関すること。
 - (3) 公的経費不正防止に関する調査研究に関すること。
 - (4) 公的経費不正防止に関する基本方針等の公表に関すること。
 - (5) 公的経費不正使用等に関する法人内外からの通報に関すること。
 - (6) その他、公的経費不正防止に関すること。
- 3 不正防止委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって組織するものとする。
- 4 委員長及び副委員長には、理事長が指名する理事を充てる。
- 5 委員には、事務局、人間社会学部、看護学部から理事長が指名する者を充てる。
- 6 前項の委員に、弁護士等の学外の有識者を委嘱することができるものとする。ただし、第2項第5号の通報を行った者及び被通報者並びに本学と直接の利害関係を有する者は除く。
- 7 不正防止委員会の事務は、経営管理部が行うものとする。

(コンプライアンス推進室)

第6条 理事長は、直属の組織として、次の各号に掲げる業務を行うコンプライアンス推進室を置くものとする。

- (1) 不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な不正防止の実施及び各部局等における実施状況の確認。
 - (2) 各部局等におけるコンプライアンス教育に係る指導、助言。
 - (3) その他理事長が必要と認める不正防止に関すること。
- 2 コンプライアンス推進室は次の各号に掲げる者で組織する。
- (1) 副理事長
 - (2) 教員兼務理事の中から理事長が指名する者
 - (3) 経営管理部長
 - (4) その他理事長が指名する者
- 3 コンプライアンス推進室に室長を置き、副理事長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進室に副室長を置き、第2項第2号の教員兼務理事をもって充てる。

第3章 公的経費の適正な執行・管理 (略)

第4章 不正使用に係る通報等の制度 (略)

第5章 公的経費の監査 (略)

第6章 雑則 (略)

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。